

平成30年5月22日

区内 地域密着型サービス事業所 各位

「運営推進会議」の設置・運営に関する留意事項等について

日頃より、当区の介護保険行政に、ご理解・ご協力いただきありがとうございます。

地域密着型サービス事業所が設置している『運営推進会議』について、留意していただきたい事項を下記のとおり通知します。

記

1 運営推進会議とは

地域密着型サービス事業所が、利用者の家族や地域住民の代表者等に提供しているサービス内容を明らかにすることで、サービスの質を確保し、地域との連携を図ることを目的としています。

(1) 運営推進会議の開催時期・回数

地域密着型サービスの種類と開催回数

サービス種別	開催回数
○小規模多機能型居宅介護	2 か月に1回以上、定期的 に開催（年6回以上）
○認知症対応型共同生活介護	
○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
○地域密着型特定施設入居者生活介護	
○看護小規模多機能型居宅介護	
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6 か月に1回以上、定期的 に開催（年2回以上）
○地域密着型通所介護	
○認知症対応型通所介護	

(2) 運営推進会議の構成員

①利用者又は利用者の家族

②地域住民の代表者

〔例〕 民生委員、自治会・町内会・高齢者クラブの方、認知症サポーター

③地域密着型サービスについて知見を有する者

〔例〕 他法人の介護事業者、居宅介護支援事業者、民生委員、ソーシャルワーカー

④高齢者総合相談センター職員

⑤地域密着型サービス事業所職員

[裏面あり]

2 会議の内容

会議の内容は、地域の方との率直な意見交換を行う機会として、なるべく双方向的となるよう、各事業所の判断で自由に議題（テーマ）を定めてください。

また、年に一回は地域密着型サービス事業者が行う事業運営の内部評価について、運営推進会議の場でご意見をいただき、外部評価を受けることとなっています。

〔議題（テーマ）例〕

- ・ サービス内容の説明
- ・ 活動状況の報告や地域との交流状況（地域行事への参加予定等）
- ・ 利用者又は家族からの要望
- ・ 地域から事業所への要望・質疑、または事業所から地域への要望・質疑
- ・ 防火安全対策や避難訓練について
- ・ ボランティアの受入れについて
- ・ 身体拘束や虐待防止についての取組み
- ・ 東京都や区から受けた実地指導についての報告
- ・ 事故やヒヤリハットの内容と防止に向けた改善策

3 開催するに当たっての留意事項

○ 構成員を依頼する際には、運営推進会議の趣旨や内容を十分に説明してください。

○ 構成員に対しては、多忙な中出席していただくため、会議の開催日時を早めにお知らせください。また、告知方法にご配慮をお願いします。

○ 欠席された方には、会議概要や資料を送付するなど、状況に応じた情報提供を行ってください。

○ 事業所から活動状況などを報告する際は、その内容から利用者個人が特定できてしまうことがないように注意してください。

○ 事業所の移転や閉鎖、運営法人が変更になった場合は、構成員に情報提供をしてください。

○ 事業所のことをより知っていただくために、構成員の方へお便りや行事案内を活用し、会議以外の方法でも情報提供するよう努めてください。

【問い合わせ先】

福祉部 介護保険課 推進係

TEL: 03-5273-4212

FAX: 03-3209-6010